



精神障害による労災支給決定件数が475件で過去最高を更新

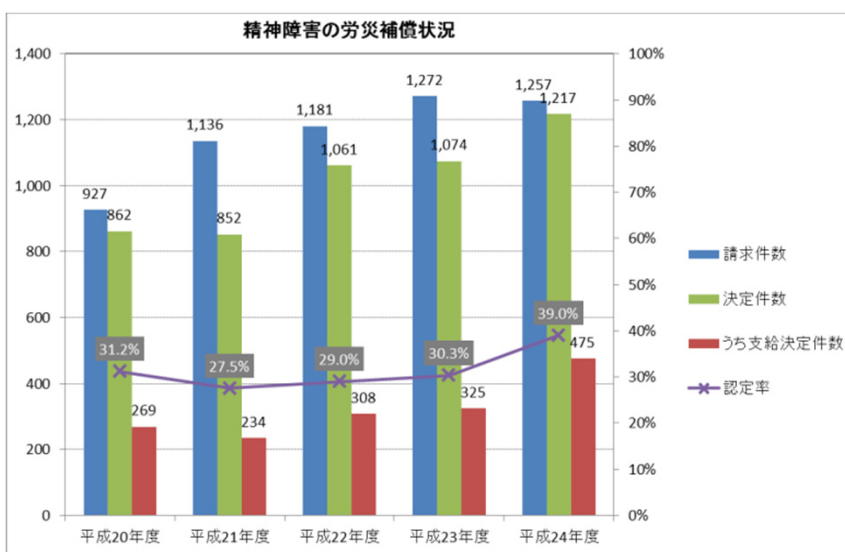
長時間労働や仕事のストレスによって過重な負荷がかかり、従業員が脳・心臓疾患や精神障害を発症するケースが増加しています。特に、精神障害については、平成23年12月に新通達（「心理的負荷による精神障害の認定基準について」）が出され、心理的負荷評価表が具体的に改定されたことにより、認定件数の増加が予想されていました。先日、この請求状況に関する平成24年度の調査結果が厚生労働省より発表されたことから、以下ではこの結果についてとり上げたいと思います。

1.脳・心臓疾患の労災補償状況

脳・心臓疾患の請求件数は842件となり、前年の898件から56件減少して3年ぶりに減少に転じました。また支給決定件数については310件から28件増加して338件となり、こちらは2年連続で増加し、依然として高水準で推移しています。支給決定件数について業種別にみていくと「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「製造業」の順に多くなっています。

2.精神障害の労災補償状況

精神障害の労災補償状況は右図のとおりです。平成24年度の請求件数は前年の1,272件から15件減少して1,257件となりましたが、こちらも依然として高水準で推移しています。そして、支給決定件数については前年の325件から大幅に増加して475件となり、過去最高を更新する結果となりました。また、認定率をみると前年の30.3%から39.0%に上昇しており、この動きから今後、精神障害の労災認定が更に増加していく可能性が考えられます。



次に、支給決定件数を業種別にみていくと「製造業」、「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」および「医療、福祉」の順になっています。また、年齢別としては30代と40代を中心に多くなっています。

3.精神障害の出来事別の分類

2.の支給決定件数475件を具体的な出来事別に分類すると上位項目は次のとおりとなっています。

- ① 仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった（59件）
- ②（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた（55件）
- ③ 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした（51件）

企業としてはこのような事象に注意を払い、社内に相談窓口を設置したり、管理職を中心に社内研修を実施するなど具体的な対策が求められます。

